

公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

中央合同庁舎第4号館内における食堂及び喫茶室の設置・経營業務

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、業務を遂行するために必要な同意を得ている者は、同条中の、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 下記4.の説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。
- (6) その他、配布する募集要領による。

3. 募集要領等の配布

募集要領及び仕様書の配布は電子メールで行う。配布を希望する者は、下記「7. 問い合わせ先」に電話連絡し、送付先メールアドレスを確認の上、電子メールで配布依頼を送付すること（その際、社名、担当者名、電話番号、メールアドレスの登録を行うこと。）。

4. 公募に係る説明会

- (1) 開催日時：令和6年2月29日（木） 10時00分～10時30分
- (2) 開催場所：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 12階共用 1212会議室
- (3) 説明事項：業務の概要等に関する事項
- (4) 出席人員：1事業者当たり2名までとする。

※公募説明会に参加を希望する者は、令和6年2月28日（水）の12時00分までに、下記「7. 問い合わせ先」に電話連絡し、送付先メールアドレスを確認の上、電子メールで①会社等の名称②出席者氏名③連絡先・電話番号を送付してください。

5. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和6年3月8日（金）12時00分まで
- (2) 提出場所：東京都千代田区永田町1-6-1（内閣府本府庁舎1階）
内閣府大臣官房厚生管理官室福利係
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着）
提出された企画提案書等は、審査終了後も返却しません。

6. 企画提案書の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

7. 問い合わせ先

内閣府大臣官房厚生管理官室福利係 担当 武石、石川
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話 03-5253-2111（内線83106）

以上、公告する。

令和6年2月13日

内閣共済組合内閣府本府支部長 原 宏 彰